

令和3年9月24日

保護者の皆様

文京区立第六中学校長

小 椋 孝

令和3年度 運動会実施の方向性について

秋分の候、保護者の皆様にはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて、10月1日(金)に開催予定の運動会については、9月6日(月)発行の「六中だより第11号」で概略をお知らせしたところですが、改めて下記のとおり現時点における方向性をお知らせします。感染症の動向により不確定の部分があり、ご迷惑をお掛けして誠に恐縮ですが、生徒の皆さんは「協同果敢～咲き誇れ 友情の華～」のスローガンの下、運動会に向けた練習に力を込めていますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1 期 日 令和3年10月1日(金・都民の日) <会場>本校校庭

<雨天時の対応について>

実施の可否は、当日午前6時30分に決定し、順延の場合はフェアキャストにて連絡します。

| 状 況 | 1日(金) | 2日(土) | 3日(日) | 4日(月) | 5日(火) |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 10月1日(金)実施 | 運動会 | 休 日 | 休 日 | 振替休業日 | 火曜の授業 |
| 1日(金)が延期 | 金曜の授業 | 運 動 会 | 休 日 | 振替休業日 | 振替休業日 |
| 1日(金)・2日(土)が延期 | 金曜の授業 | 休 日 | 休 日 | 振替休業日 | 運動会 |

※ 10月2日(土)に運動会を実施する場合、昼食は弁当持参となります。

2 会 場 本校 校庭

3 時 程 裏面のとおり

4 今後の方向性について

ご承知のとおり、緊急事態宣言が9月30日(木)まで発令されています。報道等によれば、その後の動向は、9月28日(火)頃に決定される見込みですが、政府の方針を受けて、文京区教育委員会がどのように方向性を打ち出すかによって、運動会の実施方法が変わってきます。

現在のところ、次のケースが想定されます。

- ① 運動会を全体で実施、保護者の参観は学年ごとに分けて見学
- ② 運動会を全体で実施するが、保護者の参観は見送り(無観客)
- ③ 運動会を学年別で実施、保護者の参観は学年ごとに分けて見学
- ④ 運動会を学年別で実施、保護者の参観は見送り(無観客)

保護者の皆様には、大変恐縮ですが、文京区教育委員会の方向性が決まり次第、方針を決定してお知らせするようにしますので、この点についてもご理解、ご協力をお願い申し上げます。

5 実施形態の概略

(1) 全体で実施する場合

- | | | |
|-------|-----------------------------------------------|--|
| 9:00 | 開会式、準備運動 | |
| 9:20 | 午前の部① [保護者見学 (1年各家庭1名) 集合 8:45~/入場開始 8:55~] | |
| | ・ 全員リレー 1年・2年・3年 | |
| 10:25 | 午前の部② [保護者見学 (2年各家庭1名) 集合 10:10~/入場開始 10:20~] | |
| | ・ 学年種目 1年「大縄跳び」・2年「BOXリレー」・3年「魔法の絨毯」 | |
| 11:25 | 昼食 [1日(金)・5日(火)は給食、2日(土)は弁当]・休憩 | |
| 12:40 | 午後の部 [保護者見学 (3年各家庭1名) 集合 12:25~/入場開始 12:35~] | |
| | ・ 100m走 1年・2年・3年 | |
| | ・ ダンス 3年 | |
| 14:25 | 閉会式 | |

(2) 学年別で実施する場合

- | | | |
|-------|-----------------------------------------------|--|
| 9:00 | 1年生の部 [保護者見学 (1年各家庭1名) 集合 8:45~/入場開始 8:55~] | |
| | ① 100m走 ② 「大縄跳び」 ③ 全員リレー | |
| 10:20 | 2年生の部 [保護者見学 (2年各家庭1名) 集合 10:05~/入場開始 10:15~] | |
| | ① 100m走 ② 「BOXリレー」 ③ 全員リレー | |
| 11:35 | 昼食 [1日(金)・5日(火)は給食、2日(土)は弁当]・休憩 | |
| 12:40 | 3年生の部 [保護者見学 (3年各家庭1名) 集合 12:25~/入場開始 12:35~] | |
| | ① 100m走 ② 「魔法の絨毯」 ③ 全員リレー | |

※ 学年ごとに開会式、準備運動、閉会式を行います。

6 その他

- (1) 六中伝統の「全校ソーラン」は、9月30日(木)まで緊急事態宣言が発令されていることに伴って、全体での練習に取り組むことができませんので、後日改めて披露する機会を設けたいと存じます。
- (2) これまで文京区教育委員会からは、次のとおり判断基準が示されていましたが、状況によってはこれが変わる可能性も考えられます。なるべく予定通り実施することを考えてまいりますが、感染症の状況によって判断が変わることもございますので、あらかじめご承知おきください。

<参考> これまでの教育委員会通知より引用

※ あくまでこれまでの例です。今回は、本校の計画に合わせて判断を仰ぐようにします。

○ 「緊急事態宣言」が発令されている場合

- ・ 生徒が学年を越えて一堂に集まって行う行事は中止または延期する。
- ・ 学校公開や保護者会等の人を集める行事は、延期か中止とするか、やむを得ない場合は、分散での実施やオンラインでの実施を検討する。

○ 「まん延等重点措置」が適用されている場合

- ・ 新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した際に、濃厚接触者が学年を越えて拡散することを防止するため、引き続き学年を越えた活動は原則避ける。
- ・ 保護者会等の実施に関する記述は、ありません。

[本件に関する問い合わせ]

副校長 高橋 幸男

電話 3814-6666